

慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その1）

白 峰 旬

【要 旨】

合戦の際に出される感状や合戦手負注文についての研究史としては、中世から戦国期に関する事例研究は豊富であるが、近世における事例研究はいまだ未開拓の分野であるといえよう。よって、本稿では近世（慶長5年）の事例研究として、慶長5年（1600）10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関して考察をおこなう。

【キーワード】

江上合戦、立花宗茂、感状、軍忠一見状、合戦手負注文

はじめに

これまで中世から戦国期における、軍忠状、合戦手負注文、感状に関しては、十分な研究蓄積があるが⁽¹⁾、近世における事例研究はいまだ未開拓の分野であると思われるので、本稿では近世（慶長5年）の事例研究として、慶長5年（1600）10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関して考察をおこないたい。

江上合戦とは、慶長5年10月20日におこった立花家の軍勢（立花勢）と龍造寺家・鍋島家の軍勢（龍造寺・鍋島勢）が激突した野戦である。ちなみに、この合戦では立花宗茂は居城の柳川城からは出撃せず、龍造寺・鍋島勢と戦った立花勢は立花宗茂自身ではなく宗茂の家臣のみであった。

軍忠状、合戦手負注文、感状に関する研究史としては、上記以外に、中世から近世初頭の合戦時に出された「軍忠状」、「合戦注文」、「手負注文」や「感状」について、その記載内容をもとに膨大なデータを長年にわたって集積し、その結果を検討したものに鈴木眞哉氏の考察がある。鈴木氏による最新の著書『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場—鎌倉末期から江戸初期まで—』⁽²⁾では、これまで鈴木氏が集積したデータの最新情報をもとに一書としてまとめられたものであり、大変な御労作といえよう（以下、この本については、サブタイトルを省略して表記する）。

前掲・鈴木眞哉『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場』において論じられている論点は多岐にわたるが、主要な内容としては、「軍忠状」、「合戦注文」、「手負注文」などを「戦闘報告書」という範疇で一つにまとめて「感状」とは区別し、両者のデータ分析（死傷者の内訳、負傷者の

内訳〔矢疵・射疵、鉄炮疵・手火矢疵、鎗疵・突疵、刀疵・太刀疵など〕をおこなって、その結果を数値化（円グラフにより％で表示）して検討した内容を論じている。

鈴木氏は、中世から近世初頭の時代を、南北朝期（元弘3年〔1333〕～至徳4年〔1387〕）、戦国前期（応仁元年〔1467〕～永禄4年〔1561〕）⁽³⁾、戦国後期（永禄6年〔1563〕～寛永15年〔1638〕）というように3区分して、「戦闘報告書」（「軍忠状」、「合戦注文」など。ただし、南北朝期は「軍忠状」と「感状」（南北朝期は省略）のそれぞれのデータ分析（死傷者の内訳、負傷者の内訳）をおこなっている。

こうした鈴木氏により数値化された検討結果については、時代的長期スパンというマクロな視点で検討されたことにその意義があると思われる。本稿では、慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関して、その内容を検討するとともに、鈴木氏により数値化された検討結果（死傷者の内訳、負傷者の内訳）が、個別の戦い（江上合戦⁽⁴⁾）において同様の傾向を示すのか否かという点の検討もおこないたい。

なお、江上合戦について扱った論考としては、中西豪氏の「鍋島父子の関ヶ原」⁽⁵⁾があり、合戦関係図としては、佐賀戦国研究会作成の「慶長5年10月20日江上・八院の合戦見取図」⁽⁶⁾がある。

この江上合戦については、「柳川では、江上合戦あるいは八院の戦いなどと称され、佐賀では柳川合戦として伝わる戦闘」⁽⁷⁾であるが、本稿では、後述のように、立花宗茂発給の感状において「今度於江上表一戦之刻」と記されていることから「江上合戦」という名称を使用する。

1. 江上合戦についての立花宗茂発給の感状についての検討

江上合戦についての立花宗茂発給の感状⁽⁸⁾の事例については、表1としてまとめた。表1にまとめたように、江上合戦についての立花宗茂発給の感状は、管見では、30例確認できた（出典が異なるために重複した場合は1例としてカウントした）。

感状の日付については、12月2日付が28例、12月6日付が1例、12月12日付が1例である。この中で、12月6日付の1例、12月12日付の1例は写しの文書なので、本来12月2日と記されていたが日付を誤写した可能性が高い。

年次の記載については1例もないので（表1参照）、本来、年次の記載はなく、月日のみが記されたということになる。

このように考えると、立花宗茂は、12月2日付で立花家家臣に対して一斉に感状を発給したことになる。江上合戦は10月20日であるので、感状の日付である12月2日は合戦から約1ヶ月半後にあたる。その後、立花宗茂は、家康への釈明を目的として大坂へ向かい、12月12日頃には着坂して黒田長政と面談をしているので⁽⁹⁾、上坂する前の在国している時期に、家臣に対して一斉に感状を発給したと考えられる。

江上合戦について、立花宗茂が発給した感状の書式には一定の共通性があり、書式として定型化されていたことがわかる。江上合戦について、立花宗茂が発給した感状の一例を示すと次のようになる。

〔史料1〕⁽¹⁰⁾

今度於江上表一戦之刻、親父平右衛門尉戦死候、忠儀之次第誠無比類候、殊中間小右衛門届候由候、旁以軍忠之儀候、必取静一稔可賀之候、謹言

十二月二日

佐田清兵衛尉殿

尚政（花押）⁽¹¹⁾

これは、立花宗茂が、12月2日付で家臣の佐田清兵衛尉に対して出した感状である。書き出し文言は「今度於江上表一戦之刻」であり、戦場になった地名（江上表）が明記されている。この書き出し文言は、他の立花宗茂発給の感状（江上合戦）と共通する。また、文末の「必取静一稜可賀之候」という文言については、他の立花宗茂発給の感状（江上合戦）でも類似した文言が見られる。書止文言は「謹言」となっている。立花宗茂発給の感状（江上合戦）の書止文言は、「恐々謹言」が12例、「謹言」が5例、「候也」が8例、「者也」が5例である（表2参照）。書止文言が「恐々謹言」の12例は、すべて着到文言がある感状である（表2参照）。ただし、着到文言がある感状でも書止文言が「候也」になっている事例が1例、書止文言が「者也」になっている事例が2例ある（表2参照）。

このように立花宗茂発給の感状（江上合戦）の書止文言が4種に分かれている点は、2ヶ月前の同年10月に出示された立花宗茂発給の感状（大津城攻め）の書止文言が「恐々謹言」（ただし、「候也」が1例、書止文言なしが2例ある）であった点とは大きく異なっている⁽¹²⁾。同じ立花家家臣に対する感状であり、時期的にも2ヶ月程度の差しかないにもかかわらず、大津城攻めの感状と江上合戦の感状でこうした書止文言の違いが見られることの原因については今後検討すべき課題である。

〔史料1〕の感状の内容としては、この度の江上表での一戦において、佐田清兵衛尉の親父である（佐田）平右衛門尉が戦死したことについて、忠義の次第は誠に比類がないと賞し、そのことを中間の小右衛門が届けたことについて軍忠としている。この場合、父が戦死しているため、戦死した本人（父）に対しては感状が出せないため、子の佐田清兵衛尉に対して感状を出したのである。

上述のように、立花宗茂発給の感状（江上合戦）の書止文言は、「恐々謹言」が12例、「謹言」が5例、「候也」が8例、「者也」が5例である（表2参照）。こうした書止文言の書き分け（区別）について、書き分けの要因がそれぞれの家臣の石高の多寡に関係するものかどうかを検討するため、そして、江上合戦と大津城攻めの感状について、同一人物（宛所）の感状の書止文言を比較するために表5を作成した。

表5を見ると、①書止文言が「恐々謹言」になっている事例は、家臣の石高として5000石～300石の家臣まで使用されていて、石高の高い家臣のみに「恐々謹言」が使用されたわけではない（ただし、300石の家臣の1例は感状に着到文言があるので、そのことと関係する可能性も考えられる）、②書止文言が「謹言」になっている事例は、家臣の石高として150石の家臣に使用されているので、石高の低い家臣に使用されている、③書止文言が「候也」になっている事例は、1000石の家臣に使用されているので、石高の低い家臣に使用されたのではない、④書止文言が「者也」になっている事例は、700石の家臣に使用されているので、石高の高い家臣（1000石以上）には使用されなかったことになる、⑤立花宗茂が又家来（陪臣）に対して出した感状が2例あるが⁽¹³⁾、1例は書止文言が「候也」、他の1例は書止文言が「者也」であり、書止文言としては薄礼である、ということがわかる。

このように、立花宗茂発給の感状（江上合戦）の書止文言の書き分け（区別）は、家臣の石高に照応したものではなく、例えば、1000石の家臣で書止文言が「候也」の事例がある一方で、300石の家臣で書止文言が「恐々謹言」、150石の家臣で書止文言が「謹言」の事例がある。

このほか、表5からは以下の諸点が看取できる。江上合戦と大津城攻めの感状について、同一人物（宛所）の感状の書止文言を比較すると、両方とも書止文言が「恐々謹言」になっている事例は6例あり、300石の家臣が1例あるものの、他は1000石以上の石高の高い家臣である。

同一人物（宛所）の感状の書止文言が、江上合戦と大津城攻めの感状で異なっている事例は、

大津城攻めの感状の書止文言が「恐々謹言」であったのに対して、江上合戦の感状の書止文言が「候也」であった事例が2例ある。また、大津城攻めの感状の書止文言が「恐々謹言」であったのに対して、江上合戦の感状の書止文言が「者也」であった事例が2例ある。これらの事例から、同一人物（宛所）の感状であっても、大津城攻めの感状の書止文言に比較して、江上合戦の感状の書止文言が薄礼になっている事例があったことがわかるが、その原因についてはよくわからない。あえてその原因を推測すれば、大津城攻めは、豊臣公儀の戦い（つまり公戦）であり、所領外の遠い場所に遠征したことに對して、江上合戦は公戦ではなく、所領内における戦い（つまり私戦）であった、という点に起因するのかもしれない。

感状における着到文言の有無に着目すると、江上合戦と大津城攻めの感状の両方に着到文言がある場合は、両方の感状の書止文言は「恐々謹言」である（この事例は3例ある）。ただし、江上合戦の感状だけに着到文言がある場合は、江上合戦の感状の書止文言は、「恐々謹言」が9例、「候也」が1例、「者也」が2例であり、「恐々謹言」の事例が多いものの、「候也」や「者也」の事例も少しはあるということになる。江上合戦の感状に着到文言がある家臣は、石高がわかる範囲で考えると、700石の1例と300石の1例を除くと、他は1000石～5000石の石高の多い家臣なので、石高との一定の照応関係は認められる。

なお、管見で確認できた江上合戦の立花宗茂発給の感状（30例）では、戦功を賞したことによる石高の加増については全く記されていない。この点は、江上合戦の立花宗茂発給の感状の特徴の一つである。立花宗茂発給の感状（江上合戦）における、被疵・戦死・分捕の記載内容の検討については後述する。

次に、立花宗茂発給の感状（江上合戦）における着到文言の有無について検討する（表2、表5参照）。表2を見るとわかるように、着到文言は表2における30例の感状すべてに記されているのではない。着到文言がある感状は、表2において15例である。着到文言がある感状の一例を示すと次のようになる。

〔史料2〕⁽¹⁴⁾

今度於江上表一戦之刻、依被勵粉骨、ニケ所被被疵候、忠儀誠無比類候、殊其方与力・被官・中間数十人、或手負、或戦死之衆、着到銘々令披見感入候、必取静至和泉守、一稜可賀申候、恐々謹言

十二月二日

尚政（花押）

小野和泉守殿

これは、立花宗茂が、12月2日付で家臣の小野鎮幸に対して出した感状である。前掲の〔史料1〕と書式は似ているが、「或手負、或戦死之衆、着到銘々令披見感入候」という文言が入っている点が異なっている。これと同様の文言は、着到文言がある他の感状（江上合戦）にも入っている。「或手負、或戦死之衆、着到銘々令披見感入候」は、江上合戦の際の「或手負、或戦死之衆」について（立花宗茂へ家臣から出された）「着到」を（立花宗茂が）銘々披見して、これを賞する、という意味である。

この場合の「着到」とは、江上合戦の際に、手負いをした者、戦死した者のリスト（それぞれ人名と被疵（手負い）・戦死の種別が記されていたと考えられる）を指すと考えられる。その意味では、この場合の「着到」とは、合戦前に提出される着到状⁽¹⁵⁾というよりは、合戦後に上申された軍忠状⁽¹⁶⁾に近いものであったということになる。

それを披見して、宗茂は、後述する軍忠一見状（合戦手負注文）を出したのであるが、宗茂が

小野鎮幸に対して出した軍忠一見状（合戦手負注文）には宗茂の「袖判」（花押）が据えられている⁽¹⁷⁾。

表2における30例の感状のうち着到文言がある感状は15例であり、そのうちの11例にはそれに対応する軍忠一見状（合戦手負注文）が存在する（表3参照）。

それでは、どうして上述のように立花宗茂発給の感状（江上合戦）には着到文言がある事例とない事例が存在するのだろうか。上述のように、感状の事例として30例のうち、着到文言がある感状は15例存在する（表2参照）。その15例のうち、感状の宛所になっている家臣の石高に着目すると、石高が判明する9例のうち、2例（300石と700石）を除く7例は1000石以上（1000～5000石）であることから（表5参照）、感状に着到文言がある事例は立花家中でも大身家臣にほぼ限定されると見なしてよかろう。大身家臣であれば、戦いの際、一定程度の数の麾下の者を率いて参戦したと思われるので、そうした参戦した麾下の者について、その被疵や戦死などの状況を記した「着到」を立花宗茂に出したため、宗茂から出された感状には着到文言が記されたのであろう。

立花宗茂発給の感状（江上合戦）では、戦いに参加した家臣自身のことを「其方」、「自身」、戦いに参加した家臣の親族（戦死）について「父」、「親父」、「叔父」と表記している（表1参照）。これ以外に、戦いに参加した家臣の麾下の者（複数も含む）として、「其方被官」、「其方内之者」、「其方手之者」、「家中之者」、「被官」、「内之者」、「其方与力・被官・中間」、「其方与力・被官・中間数人」、「与力・被官・中間」、「被官・中間」、「中間」、「与力・被官」、「被官・中間数人」という表記がある（表1、表2参照）。

これらの表記された者は戦い（江上合戦）に参加した者（複数も含む）であるから、すべて戦闘員とみなされていることになる。とすれば、「中間」も戦いでは戦闘員であったことがわかる。また、「与力」とは馬に乗ることができる身分の武士であるから⁽¹⁸⁾、江上合戦で立花家家臣が率いた軍勢がどのような身分層（家臣自身のほかに、与力、被官、中間がその家臣の麾下に属して戦った）で構成されていたかがわかる。

「其方内之者」、「其方手之者」、「家中之者」、「内之者」という表記からは、それぞれの立花家家臣が江上合戦で編成した軍勢（戦闘ユニット）を「内之者」、「手之者」、「家中之者」と呼称していたことがわかる。

このことは、江上合戦で、それぞれの立花家家臣が個別に麾下の軍勢（立花宗茂から見ると又家来〔陪臣〕になる）を引き連れて戦ったことを明確に示している。

このように考えると、江上合戦における立花家の軍勢の人数は、立花宗茂の家臣数だけで成立していたのではなく、それぞれの家臣の麾下の者が付属してその人数も含まれていたことがわかる。このことは一般原則として、当時の他の大名の軍勢の人数を考える場合にも通用すると思われるので、その意味での注意が必要である。

なお、佐藤進一『新版古文書学入門』⁽¹⁹⁾では、軍忠状記述の内容から「一集団の構成員を検討することによって、当時の武士の族的結合の形態を考察することができる」と指摘されているが、このことは本稿で扱う感状や軍忠一見状（合戦手負注文）の記述内容からも同様の検討が可能であり、江上合戦に参戦した立花家家臣の「族的結合の形態」を上記のように考察することができる。

次に、感状における被疵・戦死・分捕の記載を調べるために特化した表が表2である⁽²⁰⁾。表2を見ると、感状に記されたのは名字を持つ武士身分の者と名字を持たない中間に区分できる。感状に記されたということは、中間も戦闘員として実戦に参加したことを示している⁽²¹⁾。

表2における武士と中間の人数構成を見ると⁽²²⁾、武士が34人（67.7%⁽²³⁾）、中間が17人

(33.3%⁽²⁴⁾)であり⁽²⁵⁾、中間は全体人数において約3分の1を占めている。

表2における被疵・戦死・分捕の人数内訳は⁽²⁶⁾、被疵(=負傷)が25人(そのうち中間は11人)、戦死が16人(そのうち中間は4人)、分捕(=敵の首を取る)が8人(そのうち中間は1人)である。これを%で示すと、被疵51.1%、戦死32.7%、分捕16.3%であり⁽²⁷⁾、被疵の%が最も高い。戦死の%もある程度高いのは、この戦いが野戦であり、立花家の軍勢が惨敗したことによるものであろう。敵の首を取る分捕の%は低く、この理由も立花家の軍勢が惨敗したことによるものであろう。なお、被疵の内訳については記載がない(表2参照)。

2. 江上合戦についての立花宗茂発給の軍忠一見状(合戦手負注文)についての検討

江上合戦についての立花宗茂発給の軍忠一見状(合戦手負注文)は、上述した感状とは別に、立花宗茂が家臣に対して発給したものである。書式としては、本文のあとに分捕(=敵の首を取る)・被疵(=負傷)・戦死という区分のもとに(分捕の区分はない事例もある)、それぞれの家臣名を列記している。

この史料の名称については、『柳川市史』史料編V、近世文書(前編)、(後編)⁽²⁸⁾が「軍忠一見状」、『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(上)、(下)⁽²⁹⁾、『新修福岡市史』資料編、中世2⁽³⁰⁾が「合戦注文」、『柳河藩享保八年藩士系図・下』〈柳川歴史資料集成第二集)⁽³¹⁾が「合戦手負注文」という名称をそれぞれ使用している。

この文書の書式からすると、合戦手負注文という名称が妥当であるが、この文書の本文の文末は「着到銘々加披見了」⁽³²⁾、「着到令披見了」⁽³³⁾などとしていて、「披見」という文言が入っているので、本稿では「軍忠一見状」という名称を使用する。

江上合戦についての立花宗茂発給の軍忠一見状の事例については、表3としてまとめた。表3にまとめたように、江上合戦の立花宗茂発給の軍忠一見状は、管見では、13例確認できた(出典が異なるために重複した場合は1例としてカウントした)。

江上合戦について、立花宗茂が発給した軍忠一見状の一例を示すと次のようになる。

[史料3]⁽³⁴⁾

(立花尚政花押)

慶長五年十月廿日、於江上表一戦之刻、吉弘伝次手之者、或被疵、或戦死之衆、着到令披見了

被疵衆

吉弘内蔵右衛門尉

綾部九介

都甲又左衛門尉

舌間与介

都甲八右衛門尉

瀬口藤左衛門尉

渡辺龍右衛門尉

大藪三七

三四郎

戦死之衆

古賀弥十郎

庄司船右衛門尉
以上

このように、軍忠一見状の特徴としては、①立花宗茂の袖判（花押）がある、②発給した年月日付の記載はない、③宛所の記載はない、④名字がある武士身分の名前が列記されたあと、名字がない中間の名前が列記されている（つまり、身分により記載の順番が決まっている）、⑤本文の書き出し文言は「慶長五年十月廿日、於江上表一戦之刻」であり、合戦があった年月日と合戦の場所（江上表）が明記されている、⑥本文の文末は「着到令披見了」という文言（或いは、これと同様の文言）が記されている、⑦本文のあとに、被疵・戦死という区分（分捕・被疵・戦死という区分になる事例もある）のもとに、それぞれの名前が列記された、⑧文末の書止文言は「以上」である、などの点が指摘できる。

よって、江上合戦について、立花宗茂が発給した軍忠一見状の書式には一定の共通性があり、書式として定型化されていたことがわかる。

江上合戦についての軍忠一見状は、上述のように、発給した年月日付の記載はないので、いつ発給されたのか不明であるが、江上合戦についての感状が発給された日と同じ日に感状と1セットで軍忠一見状が発給された可能性が高い。

〔史料3〕には「吉弘伝次手之者」と記されているので、この軍忠一見状に名前が記されているのは吉弘伝次の麾下の者（「手之者」）として、江上合戦に参戦した者たちである。よって、吉弘伝次は立花宗茂の家臣であるが、この軍忠一見状に名前が記されている者たちは立花宗茂から見ると又家来に該当するので、立花家の分限帳⁽³⁵⁾には立花宗茂の家臣としては名前の記載がない。

〔史料3〕を見るとわかるように、吉弘伝次の麾下として11名の名前が記されているので、上述したように、江上合戦でそれぞれの立花家家臣が個別に麾下の軍勢（立花宗茂から見ると又家来〔陪臣〕になる）を引き連れて戦ったことが明確に理解できる。

このように軍忠一見状に記された個々の名前（分捕の衆・被疵衆・戦死の衆）は、立花宗茂の家臣ではなく、宗茂から見ると又家来に該当する者であることははっきりしている。

江上合戦についての軍忠一見状を立花宗茂から出された家臣13名（表4参照）のうち、石高が判明するのは、小野和泉守（5000石）、立花吉左衛門尉（4000石）、立花新右衛門尉（1000石）、十時撰津守（1300石）、由布大炊助（700石）、丹半左衛門尉（1000石）、立花織部佐（3500石）、三池伊兵衛尉（2150石、或いは2300石）であり（石高については表5参照）、由布大炊助（700石）を除くと、いずれも1000石以上（5000石～1000石）の大身家臣である。与力の人数については、小野和泉守が52人、立花吉左衛門尉が42人、十時撰津守が18人、由布大炊助が8人である（表5参照）。よって、大身家臣はそれぞれ麾下の与力を数多く引き連れて戦ったと考えられることから、多くの麾下の者が分捕・被疵・戦死の対象者になったため、大身家臣には軍忠一見状が出された、と考えられる。

次に、軍忠一見状における分捕・被疵・戦死の記載を調べるために特化した表が表4である。表4における13例の軍忠一見状のうち、5例には被疵の内訳が記されている（この5例の被疵の内訳の検討については後述する）。軍忠一見状には、中間の名前も記されていることから、中間も戦闘員として江上合戦に参戦したことになる。ただし、中間の場合、軍忠一見状には名字の記載はなく、名前のみが記載されている。

表4における分捕（＝敵の首を取ること）・被疵（＝負傷）・戦死の内訳人数をまとめたものが表6である。表6を見ると、分捕・被疵・戦死のすべての合計人数が251人であり、そのうち中

間は72人である。よって、武士と中間の人数構成は、武士が179人（71.3%⁽³⁶⁾）、中間が72人（28.7%⁽³⁷⁾）であり、中間は全体人数において約3分の1を占めている。この点は、上述した江上合戦の感状における同様の計算結果と近似している。

表6を見るとわかるように、分捕・被疵・戦死について、それぞれの合計人数は、分捕14人（5.6%）、被疵154人（61.4%）、戦死83人（33.1%）である⁽³⁸⁾。このように、被疵の%が最も高く、その次に戦死の%が高いが、分捕の%は極端に低いことがわかる。分捕の%が極端に低いのは、立花家の軍勢がこの戦いでは惨敗したことによるものであろう。この軍忠一見状の分捕・被疵・戦死の%の傾向は、上述した感状における%の傾向（分捕16.3%、被疵51.1%、戦死32.7%）と比較すると、戦死の%のみが近似している。

この軍忠一見状における戦死の%は、上述のように33.1%であるが、戦死した人数は83人である。戦死者数に注目すると、上述のように、感状では戦死者16人であり、軍忠一見状では戦死者83人であるので、合計すると99人の戦死者⁽³⁹⁾が確認できる。よって、感状、軍忠一見状により、江上合戦において立花家の軍勢では100人近い戦死者を出したことがわかる⁽⁴⁰⁾。このように立花家の軍勢でかなりの戦死者を出したことの理由も、立花家の軍勢がこの戦いでは惨敗したことによるものであろう。

なお、表6において、3の「立花吉右^(ママ)（左カ）衛門尉の「与力・被官・中間」では、分捕（＝敵の首を取ることをしたのが13人となっていて突出している（他は1例を除くと、分捕をおこなっていない）。表4を見ると、3の「立花吉右^(ママ)（左カ）衛門尉の「与力・被官・中間」が討ち取った敵の頸の数の合計は15（討ち取った敵の頸の数の合計は16と記載されているが、実際にカウントすると15である）である。これは江上合戦において、立花家の軍勢が惨敗して分捕ができない（敵の頸を取れない）状況の中、「立花吉右^(ママ)（左カ）衛門尉の「与力・被官・中間」が奮戦したことを示すものであろう。或いは、「立花吉右^(ママ)（左カ）衛門尉の「与力・被官・中間」が戦った敵の戦意が低かった、または、戦った敵の戦闘経験が未熟だった可能性も考えられる。

上述のように、13例の軍忠一見状のうち、5例には被疵の内訳が記されているので、その点を検討するため、この5例に関して被疵の内訳をまとめたものが表7である。

表7を見るとわかるように、被疵の種類は、鉄炮疵、鎗疵、刀疵、矢疵の4種類である。この中で飛道具による被疵は鉄炮疵と矢疵であり、鎗疵、刀疵は打物^{うちもの}⁽⁴¹⁾による被疵である。

表7における5例のうち3例（2小野和泉守の「与力・被官・中間」、3立花吉右^(ママ)（左カ）衛門尉の「与力・被官・中間」、9丹半左衛門尉の「被官・中間」）では鉄炮疵の%が最も高く、66.7%～80%である。それに対して、この3例では刀疵の%は低く、8.8%～27.8%である。

表7における5例のうち1例（11立花織部佐の「手之者」）では、鎗疵47.6%、矢疵33.3%に対して鉄炮疵19.0%であり、鉄炮疵の%がかなり低くなっている。このことは、個別に見ると、鉄炮疵の%が低いケースもあることを示している。この場合、鉄炮疵の%が低い理由は明確にはわからないが、立花織部佐の「手之者」が対戦した戦闘エリアでは、敵（龍造寺・鍋島勢）の鉄炮装備率が低かった可能性も考えられる。

表7における5例のうち1例（12三池伊兵衛尉の「家中之者」⁽⁴²⁾）では、矢疵の%（54.5%）の方が鉄炮疵の%（45.5%）よりも高くなっているが、人数としては矢疵6人に対して鉄炮疵5人であるので僅差といえよう。この場合、いずれも飛道具による被疵である点に注意したい。

表7を見るとわかるように、鉄炮疵は5例すべてに確認できるので、鉄炮は敵（龍造寺・鍋島勢）の主力兵器であり、敵（龍造寺・鍋島勢）に広く行き渡っていたことがわかる。それに対して、矢疵は全く記載されていない事例が3例あるので、弓矢は敵（龍造寺・鍋島勢）の主力兵器ではなく、この戦いで使用されなかったケースも考えられる。鎗疵と刀疵は全く記載されてい

い事例がそれぞれ2例ある。これは鎧や刀（打物）は敵（龍造寺・鍋島勢）の主力兵器ではなかったと考えることもできるかもしれないが、鎧や刀を全く持たずに戦場に来たとは想定し難いので、この点については今後の検討課題である。

表7における、被疵の内訳のそれぞれの合計を見ると、鉄砲疵55.1%、鎧疵20.2%、刀疵10.1%、矢疵14.6%であり、鉄砲疵の%が一番高く50%以上であり、一番%が低いのは刀疵であり、10.1%にすぎないことがわかる。

この表7における被疵の内訳のそれぞれの%について、鈴木真哉氏の検討結果と比較してみた。前掲・鈴木真哉『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場』では、「軍忠状」、「合戦注文」、「手負注文」などを「戦闘報告書」という範疇で一つにまとめて、「感状」とは区別し、両者のデータ分析（死傷者の内訳、負傷者の内訳〔矢疵・射疵、鉄砲疵・手火矢疵、鎧疵・突疵、刀疵・太刀疵など〕）をおこなって、その結果を数値化（円グラフにより%で表示）して検討している。

本稿で扱った軍忠一見状（江上合戦）は、前掲・鈴木真哉『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場』の分類では「戦闘報告書」という範疇に入るので、前掲・鈴木真哉『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場』（61頁）の「永禄6年（1563）から寛永15年（1638）までの戦闘報告の類いより、死傷者825人の内訳」⁽⁴³⁾の円グラフにおける各内訳の%と、同書（60頁）の各内訳の人数と%を比較対象のデータとする。

鈴木氏の上記による検討結果は次のようになる。

鉄砲疵・手火矢疵	373人	45.21%
鎧疵・突疵	170人	20.61%
矢疵	143人	17.33%
石疵・礫疵	74人	8.97%
刀疵・太刀疵	53人	6.42%
薙刀疵	7人	0.85%
切疵	3人	0.36%
その他	2人	0.24%

この鈴木氏による検討結果のデータは戦死者も含めているのに対して、本稿の表7のデータ（被疵の内訳のそれぞれの合計）は戦死者は含まず単に被疵の内訳数を扱っているのので、その点の違いは考慮する必要がある。

鈴木氏による検討結果のデータと本稿の表7のデータ（被疵の内訳のそれぞれの合計）を比較してみると、%の高い順番が一致するという点が注目される。

つまり、鈴木氏による検討結果のデータでは%の高い順番として、上述のように、鉄砲疵・手火矢疵45.21%、鎧疵・突疵20.61%、矢疵17.33%、石疵・礫疵8.97%、刀疵・太刀疵6.42%という順番であるのに対して、本稿の表7のデータ（被疵の内訳のそれぞれの合計）では%の高い順番として、鉄砲疵55.1%、鎧疵20.2%、矢疵14.6%、刀疵10.1%であり、%の高い順番は一致する。

鈴木氏による検討結果のデータでは石疵・礫疵8.97%で上から3番目に高い%になっているが、鈴木氏の指摘によれば、石疵・礫疵は天正11年（1583）10月でいったん中断して、最後の原城の戦いでまた出てくる⁽⁴⁴⁾ということなので、本稿で扱った江上合戦は慶長5年であるから、石疵・礫疵8.97%のデータは除外して考えても支障はないことになる。

それぞれの%を比較すると、①鉄砲疵・手火矢疵45.21%（鈴木氏のデータ）に対して、鉄砲疵55.1%（本稿の表7のデータ）、②鎧疵・突疵20.61%（鈴木氏のデータ）に対して、鎧疵20.2%（本稿の表7のデータ）、③矢疵17.33%（鈴木氏のデータ）に対して、矢疵14.6%（本稿の表7

のデータ)、④刀疵・太刀疵6.42% (鈴木氏のデータ) に対して、刀疵10.1% (本稿の表7のデータ) である。

上記②の%はほぼ一致し、上記③の%は近似している。上記①の%は約10ポイントの差があり、上記④の%は約3.5ポイントの差がある。このように見ると、上記②～④は、鈴木氏のデータと本稿の表7のデータの%は、ほぼ一致、或いは、近似する、と見なしてよかろう。上記①の%は約10ポイントの差があるものの、鉄砲疵の%が最も高いという点に違いはなく、50%の±5ポイントという範囲であるという意味では、ほぼ近似していると見なしてよかろう。

鈴木氏は検討結果のデータに関して、「死傷原因については、鉄砲あるいは手火矢、弓矢、石・礫のような遠戦兵器による死傷の比率が依然として高く、71.52パーセントに及んでいる」⁽⁴⁵⁾と指摘している。鈴木氏のこの指摘は、鉄砲や弓矢のような遠戦兵器 (つまり飛道具) による比率が高いということであり、この点は、本稿の表7のデータにおいて、鉄砲疵55.1%と矢疵14.6%を合計すると69.7%になるので、飛道具による比率が高いという点は鈴木氏の指摘と一致し、飛道具による比率 (%) も近似した結果になった。

次に、軍忠一見状 (江上合戦) における、「与力・被官・中間」などの記載について検討する。表4を見るとわかるように、「与力・被官・中間」などの記載は、江上合戦において、それぞれの家臣が引き連れた従者を指すが、その記載を比較すると以下のようになる (家臣の石高がわかる場合は表5をもとに記した⁽⁴⁶⁾)。

- | | | |
|----|--------------------------|----------------|
| 1 | 安東五郎右衛門の「与力・被官・中間」 | |
| 2 | 小野和泉守の「与力・被官・中間」 | 5000石 |
| 3 | 立花吉右 (左カ) 衛門尉の「与力・被官・中間」 | 4000石 |
| 4 | 立花新右衛門尉の「被官・中間」 | 1000石 |
| 5 | 十時撰津守の「与力・被官・中間」 | 1300石 |
| 6 | 間注所三右衛門尉の「手之者数十人」 | |
| 7 | 由布大炊助の「与力・被官」 | 700石 |
| 8 | 立花三太夫の「被官・中間」 | 1000石 |
| 9 | 丹半左衛門尉の「被官・中間」 | 1000石 |
| 10 | 齊藤左馬助の「被官・中間」 | |
| 11 | 立花織部佐の「手之者」 | 3500石 |
| 12 | 三池伊兵衛尉の「家中之者」 | 2150石、或いは2300石 |
| 13 | 吉弘伝次の「手之者」 | |

これらの記載を、家臣の石高によって分類すると、「与力・被官・中間」は1300石 (1例)、4000石 (1例)、5000石 (1例)、「被官・中間」は1000石 (3例)、「与力・被官」は700石 (1例)、「手之者」は3500石 (1例)、「家中之者」は2150石、或いは2300石 (1例) である。

この分類をもとに考えると、「与力・被官・中間」は1300石～5000石の大身クラス、「被官・中間」は1000石の大身クラス⁽⁴⁷⁾、「与力・被官」は700石の中堅クラス、という区分になり、小身クラスの家臣が含まれていないという意味では石高との照応関係が認められる。「手之者」、「家中之者」は3500石、2150石、或いは2300石の大身家臣に見られるので、「与力・被官・中間」などの総称であろう。ちなみに、江上合戦の福有次介 (150石⁽⁴⁸⁾) の感状には、中間1人の被疵のことが記されているので、150石クラスの小身家臣の場合は、中間のみを引き連れて参戦したのであろう。

それでは、「与力」⁽⁴⁹⁾と「被官」⁽⁵⁰⁾の違いはどのように考えるべきなのだろうか。表4では小野和泉守の「与力・被官・中間」の中に「被官一人」という記載が5例あり、それぞれ被官の名前

の記載はない。これら5例の「被官一人」については、それぞれ下城又左衛門、新溝莊屋、大庭吉兵衛、丹波左馬助、柴田善右衛門尉の「被官一人」（それぞれ被官の名前の記載はない）になっている。この中で下城又左衛門、丹波左馬助、柴田善右衛門は小野和泉守の与力であることが、立花家の分限帳⁽⁵¹⁾の記載から確認できるので、小野和泉守の与力の従者が被官ということになる。

つまり、立花宗茂一家臣（小野和泉守）—与力—被官という関係になり、立花宗茂から見て与力は又家来（陪臣）になるので、被官はさらにその従者ということになり、そのため軍忠一見状（江上合戦）では被官の名前が記されていない、と考えられる。上述したように、与力とは馬に乗ることができる身分の武士であるので、戦いでは騎乗の与力と、その下で馬に乗らず徒歩で戦う被官という関係になったのであろう。

感状（江上合戦）には、それぞれの家臣の被官の名前が記されていて⁽⁵²⁾、名字も書かれているので（表2参照）、被官は武士身分であることがわかる。感状（江上合戦）において、被官の名前の記載がある事例のうち、その家臣（感状の宛所になっている家臣）の石高がわかるのは、安東彦右衛門尉（1000石）、立花助兵衛（300石）、丹半左衛門尉（1000石）である（表2参照）⁽⁵³⁾。立花助兵衛（300石）の感状（江上合戦）には被官3人の名前が記されているので、300石クラスの小身家臣でも被官がいたことになる。300石クラスの小身家臣に与力がいて、さらにその下に被官がいたとは考え難いので、この場合の被官は立花助兵衛の直接の従者であったと考えるべきであろう。

なお、大津城攻め（慶長5年9月13日）と江上合戦（慶長5年10月20日）について、立花宗茂発給の感状と軍忠一見状の発給状況を表8としてまとめた。表8を見ると、①大津城攻めの感状と軍忠一見状、江上合戦の感状と軍忠一見状の4つとも発給されているのは、立花吉左衛門尉、三池伊兵衛尉、立花織部佐の3人のみである、②大津城攻めの感状と江上合戦の感状を両方発給されているのは11人である⁽⁵⁴⁾、③大津城攻めの感状を発給された立花家家臣と、江上合戦の感状を発給された立花家家臣は別々の家臣であった傾向が強い（江上合戦の感状を発給された立花家家臣は、大津城攻めには参戦せず〔遠征せず〕、国許に残っていた家臣が多かったということになる）、などの点が理解できる。

感状（江上合戦）と軍忠一見状（江上合戦）の違いについて付言すると、感状は立花宗茂が立花家家臣を宛所として出したものであり（ただし、例外的に陪臣に対して出したものもある）、それに対して、軍忠一見状（江上合戦）には宛所の記載はないが、文中において宛所に該当する家臣名の記載があり、その立花家家臣の麾下の者（つまり陪臣）の分捕・被疵・戦死を承認したものである。

※以下、『史学論叢』47号（別府大学史学研究会、2017年）に続く。